

奈良県における消費者行政活性化基金による取組状況(平成21年度～平成25年度)

近年、消費生活相談業務等がますます複雑化、高度化する中で、消費者行政の活性化に取り組む必要があることから、平成21年3月に地方消費者行政活性化交付金等を財源として、「奈良県消費者行政活性化基金」を創設した。地方消費者行政の強化を目的として平成21年から全国的に始まった「集中育成・強化期間」を踏まえて、奈良県においても平成21年度から平成23年度を消費者行政活性化のための「集中育成・強化期間」と位置づけ、当該基金を活用して、県及び市町村の消費者行政の強化・充実のための取組を行ってきた。その後、基金の活用期間が延長され、奈良県においても基金の有効期限を延長し平成26年までとし、引き続き消費者行政推進のための事業を実施してきた。

奈良県消費者行政決算内訳

(千円)

	消費者行政 決算合計	消費者行政活性化基金 (※2)						自主財源					
		県	%	市町村	%	計	%	県	%	市町村	%	計	%
平成20年度	78,811	-	-	-	-	-	-	49,078	62%	29,733	38%	78,811	100%
平成21年度	150,402	42,722	28%	14,809	10%	57,531	38%	53,464	36%	39,407	26%	92,871	62%
平成22年度	165,888	34,388	21%	35,859	22%	70,247	42%	56,234	34%	39,407	24%	95,641	58%
平成23年度	161,025	26,877	17%	42,965	27%	69,842	43%	48,539	30%	42,644	26%	91,183	57%
平成24年度	148,121	26,870	18%	34,844	24%	61,714	42%	46,788	32%	39,619	27%	86,407	58%
平成25年度(※1)	166,277	29,037	17%	33,741	20%	62,778	38%	59,861	36%	43,638	26%	103,499	62%
合計(H21～H25)	791,713	159,894		162,218		322,112		264,886		204,715		469,601	

※1 事業計画額

※2 「地域活性化・生活対策臨時交付金」を除く。

市町村の相談窓口の開設状況(広域連携含む)

窓口開設市町村	平成20年度末	平成26年度当初
設置済	29市町村	39市町村
うち週4日以上	4市	24市町村(8町村)
うち週3日	1市	1市
うち週2～1日	24市町村	14市町村
未設置	10町村	0
合計	39市町村	39市町村

※消費者安全法に規定する消費生活センター:4市→6市

(注:( )内の数値は、行政職員を含め、窓口を週4日以上開設している町村数)

メニュー別「地方消費者行政活性化基金」活用状況(H21年度～H25年度累計)

	県分	市町村分	合計
○消費生活機能整備・強化事業	23.2%	22.8%	23.0%
○消費生活相談員養成事業	20.9%	0.0%	10.2%
○消費生活相談員等レベルアップ事業	3.2%	4.4%	3.8%
○消費生活相談体制整備事業	32.7%	38.1%	35.5%
○市町村の基礎的な取組に対する支援事業	0.4%	0.0%	0.2%
○地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	19.6%	34.7%	27.3%
○消費者安全法第46条第2項に基づく法定受託事務	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

※「地域活性化・生活対策臨時交付金」を除く。

※H25年度のメニュー変更により、H24年度以前については、H25メニューに当てはめて編入。

消費生活相談員の増員

年度	県		市町村 実人数
	定数(人/日)	実人数	
平成20年度	8人/日	12人	35人
平成21年度	8人/日	12人	35人
平成22年度	10人/日	15人	43人
平成23年度	11.6人/日	16人	47人
平成24年度	11.6人/日	15人	49人
平成25年度	11.2人/日	15人	49人

(県における消費生活相談員の増員理由)

・消費生活センターに併設する相談業務への対応(H22年度)

・市町村支援への対応(H23年度)

・消費生活相談員の確保への取組

・消費生活相談員養成研修の実施(H21年度～H22年度)

・一有資格者10名を養成

・消費生活相談有資格者バンクの設置(H21年度～)

→H26.5月末現在、31名が登録

消費生活相談員の待遇改善

県センターにおける相談員の報酬の引上げ

年度	日額報酬
平成20年度	8,060円/日
平成21年度	8,780円/日
平成23年度	11,000円/日

※通勤手当:36,000円/月額(上限)

(市町村)  
H26.4現在、12市町が報酬引き上げや社会保険の加入等の待遇改善を実施(うち基金活用は10市町)

【地方消費者行政強化作戦(消費者庁事業)の概要】

- <政策目標1>相談体制の空白地域解消
  - ・相談窓口未設置の自治体(20都道府県の95市町村)を解消(※全市町村設置済み)
- <政策目標2>相談体制の質の向上
  - ・消費生活センター設立促進(人口5万人以上の全市町(※75%)かつ人口5万人未満の市町村の50%以上(6.5%))(※人口カバー率80.2%)
  - ・管内自治体の50%以上に相談員を配置(※100%)
  - ・消費生活相談員の資格保有率を75%に引き上げ(※91.8%)
  - ・消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ(※70.0%) など(※:奈良県の状況)

事業者専門指導員の配置

年度	配置場所	人数
平成21年度～	消費・生活安全課	1名
平成23年度～	県消費生活センター	1名

悪質事業者に対する取締りを強化するために、警察官OBを事業者専門指導員として配置

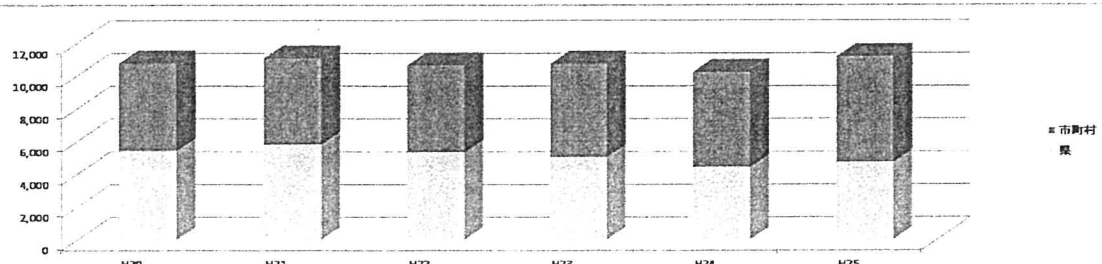
<事業者専門指導員の役割>

本課・特商法等法執行

センター:あっせん等相談支援

※ただし、平成26年4月1日現在県消費生活センターにおける事業者専門指導員は欠員(募集中)

県内消費生活相談件数の推移(H20年度～H25年度)



	H20	H21	H22	H23	H24	H25
県	5,453	5,845	5,357	5,070	4,458	4,747
市町村	5,346	5,262	5,325	5,685	5,802	6,452
計	10,799	11,107	10,682	10,755	10,260	11,199
	50.5%	52.6%	50.1%	47.1%	43.5%	42.4%
	49.5%	47.4%	49.9%	52.9%	56.5%	57.6%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

県消費生活センター(中環和相談所含む)における消費生活相談窓口の相談受付件数

市町村 市町村における消費生活相談窓口の相談受付件数